第113回定時株主総会資料
(招集ご通知への記載を省略した事項)

事　業　報　告

計　算　書　類

連結計算書類

監　査　報　告　書

第113期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

株式会社 富山第一銀行

上記の事項につきましては、法令及び当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまを除き、招集ご通知への記載を省略しております。

第113期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

⑴　企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当行グループは、当行、子会社及び子法人等５社で構成され、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスに係る事業を行っています。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店65店において、預金業務、貸出業務、為替業務、商品有価証券売買業務等を行い、グループの中心と位置づけております。

また、富山ファースト・ビジネス㈱において、銀行事務代行業務を行っています。

〔リース業〕

富山ファースト・リース㈱において、各種のリース業務を行っています。

〔その他業務〕

富山ファースト・ディーシー㈱において、クレジットカード業務等、㈱富山ファイナンスにおいて、金銭の貸付等の業務を行っています。また、㈱ファーストバンク・キャピタルパートナーズにおいて、投資事業有限責任組合の運営及び管理業務等を行っております。

（金融経済環境）

2023年度を振り返ると、海外経済の減速から、一部に弱めの動きが見られるものの、脱コロナに伴う社会経済活動の正常化による個人消費、インバウンド需要の持ち直しなどから、景気は緩やかに回復しました。また輸入コストや人件費の増加を販売価格に転嫁する動きが広がるなど、デフレ脱却の条件である「物価と賃金の好循環」が生まれ始めた年でもありました。

こうした状況を踏まえ、日本銀行は３月の金融政策決定会合で、「イールドカーブコントロール」を解除し、短期金利の操作を主たる政策手段とする平時の金融政策に移行、併せて金利の引き上げを実施しました。これを受けて、当行も４月１日より預金金利の引き上げを行うなど、銀行経営を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

一方、当行の営業基盤である北陸地区においては、１月に発生した「令和６年能登半島地震」により、一部の取引先に大きな被害が発生し、地域の経済活動に大きな打撃となりました。被害を受けられた皆さまに心からお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い回復の手助けとなるよう取り組んでまいります。

（事業の経過及び成果）

当行の2023年度の連結会計年度業績は、以下の通り、前年度に続いて大幅な増収増益となりました。

損益の状況をみると、経常収益は、貸出金利息・有価証券利息配当金などの資金運用収益や役務取引等収益の増加により、386億78百万円（前年度比9.7％増）と大幅な増収となりました。特に有価証券の利息配当金は、株式・投信の増配等から既往最高水準を大きく更新する結果となりました。一方、経常費用は、賃上げによる人件費の増加、システム投資や被災した店舗の営繕等による物件費の増加により増加し、294億55百万円（前年度比1.8％増）となりました。この結果、経常利益は92億23百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は52億84百万円と、いずれも前年度を大幅に上回る増益となりました。

また銀行単体の業績においては、銀行の本業利益を表すコア業務純益が96億95百万円と過去最高益となりました。

次に資産・負債の状況をみると、貸出金は事業者向け融資の順調な拡大に加え、商品性が好評を得ている住宅ローンの大幅な増加により、当期末残高は9,798億円（前年度比417億円増）となりました。有価証券は国内金利、株価等の動向を見極めつつ、積極的なポートフォリオの入替を進め、当期末残高は5,087億円（前年度比617億円増）となりました。

一方、譲渡性預金を含めた預金等は、要払性預金の増加等から、当期末残高は１兆3,444億円（前年度比162億円増）となりました。

（対処すべき課題）

既述の通り、物価の上昇や金融政策の転換により、銀行経営を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。また脱炭素・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展に加え、コロナ禍後の産業構造・お客さまの行動様式等も加速度的に変化しており、当行が対処すべき課題は一段と複雑化かつ高度化しています。

こうした環境のもと、当行は、お客さまファーストを徹底し、地域の成長の一翼を担い、共に価値を創造する銀行グループへ成長することを目指して、昨年６月に「ファーストバンクVISION10」を公表いたしました。

事業者の皆さまの幅広い経営課題の解決に向けた多様な資金ニーズに積極かつ迅速に対応するとともに、持続可能な経営の実現に向けたSDGs取組や経営改善計画の策定、脱炭素などの新たな取組み、お取引先への人材紹介など、コンサルティングの面でも幅広く支援を強化してまいります。

個人のお客さまに対しては、新NISAを含め、より長期の視点で資産形成を支援する体制づくりを徹底しており、一段と高いレベルで、「お客さま本位の業務運営」を実現してまいります。

また、東証プライム上場企業に求められる中長期的な企業価値向上に向けた取り組みとして、当行の資本コストを踏まえた持続的な収益力の向上、適切な株主還元に努め、課題とされるPBR（株価純資産倍率）の早期改善を図ってまいります。

2024年度は当行創立80周年を迎える重要な節目であり、「ファーストバンクVISION10」に沿った様々な施策の取組みを一層強化するとともに、多額にのぼる有価証券の含み益を積極的に活用し、バーゼルⅢ最終化を見据えて、強固な資本基盤の確立を前倒しで進めてまいります。また４月に完全子会社化したグループ３社を含め、当行グループ全体の効率化、シナジー効果の発揮、ダイナミックな業務範囲の拡大やグループガバナンスの強化を図ることにより、企業集団としての価値向上を実現してまいります。

⑵　企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	29,475	28,351	35,252	38,678
経常利益	3,546	5,233	6,326	9,223
親会社株主に帰属する当期純利益	2,291	3,486	4,203	5,284
包括利益	21,349	4,621	2,878	35,743
純資産額	117,494	121,310	122,292	156,011
総資産	1,428,623	1,466,345	1,485,657	1,580,805

ロ．当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預金	1,227,198	1,240,410	1,249,000	1,320,313
定期性預金	593,873	563,208	550,898	586,375
その他	633,324	677,201	698,102	733,937
貸出金	861,556	905,814	954,686	998,379
個人向け	187,054	192,998	218,726	236,147
中小企業向け	354,448	379,382	387,613	405,841
その他	320,053	333,432	348,346	356,390
商品有価証券	142	94	61	8
有価証券	467,961	482,772	429,266	490,610
国債	75,092	80,381	36,357	35,704
その他	392,868	402,391	392,908	454,906
総資産	1,414,849	1,451,213	1,469,929	1,564,433
内国為替取扱高	3,999,959	4,182,291	4,684,827	5,173,735
外国為替取扱高	百万ドル 401	百万ドル 215	百万ドル 100	百万ドル 86
経常利益	3,214	4,794	5,921	8,887
当期純利益	2,199	3,375	4,106	5,204
1株当たり当期純利益	33円04銭	50円66銭	63円89銭	81円78銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑶ 企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人数

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	610人	5人	2人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ．当行の使用人の状況

	当年度末
使用人数	610人
平均年齢	40年8月
平均勤続年数	17年10月
平均給与月額	423千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

⑷ 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

	主要な営業所	営業所数
		店
富山県	本店営業部他	57
石川県	金沢支店他	3
新潟県	長岡支店他	3
岐阜県	高山支店他	2
東京都	東京支店	1
大阪府	大阪支店	1
合計		67

(注) 1．富山県の営業所数は、富山ファースト・ビジネス㈱本社を含んでおります。
2．上記には店舗内店舗13ヵ店が含まれております。
3．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を23ヵ所設置しております。

ロ．リース業

富山ファースト・リース㈱本社及び富山営業部

ハ．その他事業

富山ファースト・ディーシー㈱本社、㈱富山ファイナンス本社、㈱ファーストバンク・キャピタルパートナーズ本社

⑸ 設備投資の状況

イ．当行の設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	990

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の重要な設備の新設等

該当ありません。

ハ．当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却

該当ありません。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

(2023年度末現在)

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
富山ファースト・ビジネス株式会社	富山市奥田本町6番35号	銀行業務代行	百万円 10	% 100.00	－
株式会社ファーストバンク・キャピタルパートナーズ	富山市西町5番1号	投資事業有限責任組合の運営及び管理業務等	50	100.00	－
富山ファースト・リース株式会社	高岡市京田621番地	リース業務等	40	21.87	－
富山ファースト・ディーシー株式会社	富山市掛尾町626番地	クレジットカード信用保証業務等	20	20.00	－
株式会社富山ファイナンス	富山市新桜町2番地24	金銭の貸付業務等	10	13.75	－

(注) 1．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．株式会社ファーストバンク・キャピタルパートナーズは、2023年４月３日に設立しました。
3．上記５社は連結対象子会社及び子法人等であります。なお、当行は、2024年４月３日に富山ファースト・リース株式会社、富山ファースト・ディーシー株式会社、株式会社富山ファイナンスの３社を株式交付等により100％子会社としております。

ハ．重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2．第二地銀協地銀37行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連575（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3．第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4．株式会社セブン銀行との提携により、全国のセブン-イレブン店舗等に設置の現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。給与振込、年金受取、通帳レス口座をご利用のお客さまは、終日無料でご利用いただけます。
5．株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置の現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6．株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7．株式会社北國銀行及び株式会社福井銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

該当ありません。

⑻ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

⑴　会社役員の状況

(2023年度末現在)

氏　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
野　村　　充	取締役頭取（代表取締役）		
桑　原　幹　也	常務取締役法人事業部兼リテール部担当（代表取締役）		
長　谷　　聡	取締役事務統括システム部長		
前　田　　央	取締役人事企画部長兼コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部長		
本　多　　力	取締役総合企画部長		
島　倉　勇　人	取締役経営管理部長		
高　島　　寧	取締役市場金融部長		
金　岡　克　己	取締役（社外取締役）	テイカ製薬株式会社　代表取締役社長	
谷　垣　岳　人	取締役（社外取締役）	弁護士　石井法律事務所、 太陽生命保険株式会社　社外監査役	
西　田　友　佳	取締役（社外取締役）	公認会計士　西田公認会計士事務所代表	
柳　原　良　太	取締役（社外取締役）	一般社団法人CRD協会　代表理事	
水　上　豊　治	常勤監査役		
松　田　圭　司	常勤監査役		
蒲　地　　誠	監査役（社外監査役）	株式会社北日本新聞社　代表取締役社長	
島　谷　浩　司	監査役（社外監査役）	北日本放送株式会社　代表取締役社長	

(注)　1．監査役の瀧脇俊彦氏は、2023年６月29日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

2．当行は、社外役員の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名、役職地位及び担当は次のとおりであります。

(2023年度末現在)

氏　名	地　位	担当又は主な職業
本　井　　衛	執行役員	高岡支店長兼清水支店長

⑵　会社役員に対する報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において定めております。

取締役の基本報酬は、固定金銭報酬である月額報酬と役員賞与で構成されており、当該報酬は、「従業員給与とのバランス」、「役員報酬の世間基準」、「当行の経営内容」を参考に役員の序列・職務内容ごとに本決定方針にて定めた算定基準に基づき決定します。

非金銭報酬等である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、付与対象者は常勤取締役及び執行役員とします。2023年６月29日に株式報酬の割合を高める趣旨の改正を実施しております。

具体的には、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について自己株式の処分を受けるものとします。譲渡制限期間は退職時解除型であり、退任により譲渡制限が解除となります。（途中退任・退職時の取扱いについては、在任期間を当行の取締役会が定める期間で按分し譲渡制限を解除します。）

常勤取締役の報酬等は、固定金銭報酬及び株式報酬により構成され、これらの支給割合は、役位・職責、業績等を総合的に勘案して決定しております。

非常勤・社外取締役の報酬等は固定金銭報酬のみとし、その役員の当行への貢献度及び社会的地位並びに就任の事情や責任限定契約の有無、業界における相場感なども含め総合的に勘案し決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定事項の内容及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の報酬等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年１月31日に取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、取締役会は、報酬等の決定について、同委員会による提言・提案を最大限尊重することとしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性が重視される職務に鑑み、固定金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

②　取締役及び監査役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報　酬　等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役	13	161 (22)	150	11
監査役	5	37　(6)	37	－
合計	18	199 (29)	188	11

（注）　１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．上表には、2023年６月29日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名が含まれております。
３．取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等13百万円は含まれておりません。
４．報酬等には、役員賞与引当金繰入額29百万円を含んでおり、括弧内に内書きしております。
５．非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
当該株式報酬の内容等は、「①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

③　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2022年６月29日開催の第111回定時株主総会において「年額200百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）」（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は４名）です。

また、これとは別に、2018年６月28日開催の第107回定時株主総会において年額30百万円を限度として自己株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度（非常勤・社外取締役を除く）の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第104回定時株主総会において「年額50百万円以内（うち、社外監査役年額10百万円以内）」と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名（うち、社外監査役は２名）です。

④　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

基本報酬については、年度毎に担当取締役が本決定方針に基づき個人別の固定金銭報酬（月額報酬及び役員賞与）の具体的な「原案」を作成しております。指名報酬委員会がその妥当性等について確認し個人別の固定金銭報酬の最終決定の答申・提言を踏まえ、取締役会で決議しました。

指名報酬委員会に権限を委任する理由は、手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れると判断したためであります。

非金銭報酬等である株式報酬については、譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬支給及び同報酬としての自己株式の処分に必要な事項および最終的な付与金額を指名報酬委員会がその妥当性等について確認し答申・提言を踏まえ取締役会にて決議しました。

⑶　責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
取締役　金　岡　克　己	会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。
取締役　谷　垣　岳　人	同　上
取締役　西　田　友　佳	同　上
取締役　柳　原　良　太	同　上
監査役　蒲　地　　誠	同　上
監査役　島　谷　浩　司	同　上

⑷ 補償契約

該当ありません。

⑸ 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 当行監査役 当行執行役員 連結子会社の役員	当行は、保険会社との間において、被保険者を範囲とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当行および連結子会社が全額負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外としております。 契約は１年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

３．社外役員に関する事項

⑴ 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況	同社との取引
取締役　金　岡　克　己	テイカ製薬㈱　代表取締役社長	銀行取引
取締役　谷　垣　岳　人	弁護士　石井法律事務所、太陽生命保険㈱　社外監査役	―
取締役　西　田　友　佳	公認会計士　西田公認会計士事務所代表	―
取締役　柳　原　良　太	一般社団法人CRD協会　代表理事	―
監査役　蒲　地　　誠	㈱北日本新聞社　代表取締役社長	銀行取引
監査役　島　谷　浩　司	北日本放送㈱　代表取締役社長	銀行取引

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役　金　岡　克　己	8年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち14回に出席しております。	上場企業経営者として培われた豊富な経験と高い識見及びＩＴ分野に関する専門的知見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に株主視点を踏まえたコーポレート・ガバナンスの強化や当行のシステム分野に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役　谷　垣　岳　人	4年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち15回に出席しております。	弁護士としてこれまで培われた専門的な法務知識、高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のコンプライアンス体制の強化や法改正への対応等に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役　西　田　友　佳	1年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち15回に出席しております。	公認会計士としてこれまで培われた専門的な財務知識、高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行の財務および会計の視点からの監督機能強化に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役　柳　原　良　太	9カ月	2023年6月29日の取締役就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席しております。	日本銀行において要職を務められたほか、金融業界での幅広い経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のリスク管理体制の強化や金融環境・マーケット環境の分析に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
監査役　蒲　地　　誠	1年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。
監査役　島　谷　浩　司	9カ月	2023年6月29日の監査役就任以降に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会10回のうち10回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。

⑶ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		銀行の親会社等からの報酬等
		基本報酬	非金銭報酬等	
9人	32	32	－	－

(注)　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．2022年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
3．2023年6月29日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名を含んでおります。

⑷ 社外役員の意見
特段ありません。

4．当行の株式に関する事項

⑴ 株 式 数　　発行可能株式総数　　180,000千株

　　発行済株式の総数　　64,309千株

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑵ 当年度末株主数　　9,990名

⑶ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,162	11.30
株式会社北陸銀行	1,941	3.06
株式会社福井銀行	1,788	2.82
富山第一銀行職員持株会	1,491	2.35
三井住友海上火災保険株式会社	1,409	2.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,357	2.14
日本生命保険相互会社	1,310	2.06
東京海上日動火災保険株式会社	1,041	1.64
株式会社インテック	1,000	1.57
住友生命保険相互会社	960	1.51

（注） 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式総数から自己株式（932千株）を控除して算出し小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑷ 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	7人	普通株式 16,685株

（注）株式の数は、当事業年度中に付与した譲渡制限付株式の数であります。

⑸ その他株式に関する重要な事項

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2023年４月28日開催の取締役会決議により2023年５月26日に自己株式3,000千株を消却し、発行済株式総数は64,309千株となりました。

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　石　川　琢　也 指定有限責任社員　安　田　康　宏	45	（注）２、（注）３

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の前期の監査計画、職務執行状況、当該期の報酬見積りの算出根拠などが適切であるかなどについて検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しております。
３．当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、当行グループ内再編に向けた支援業務を委託し、対価を支払っております。
４．上記監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は46百万円であります。
５．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

⑵　責任限定契約

該当ありません。

⑶　補償契約

イ　在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

⑷　会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行います。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

第113期末 (2024年３月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**68,584**	**預金**	**1,320,313**
現金	8,384	当座預金	81,726
預け金	60,200	普通預金	615,018
商品有価証券	**8**	貯蓄預金	24,797
商品国債	8	通知預金	6,070
金銭の信託	**700**	定期預金	581,831
有価証券	**490,610**	定期積金	4,544
国債	35,704	その他の預金	6,324
地方債	13,059	**譲渡性預金**	**25,000**
社債	67,015	**コールマネー**	**35,000**
株式	140,103	**借用金**	**14,700**
その他の証券	234,726	借入金	14,700
貸出金	**998,379**	**その他負債**	**4,898**
割引手形	6,587	未決済為替借	451
手形貸付	23,764	未払法人税等	1,744
証書貸付	827,472	未払費用	295
当座貸越	140,555	前受収益	321
外国為替	**2,305**	従業員預り金	135
外国他店預け	2,305	給付補填備金	0
その他資産	**2,907**	金融派生商品	236
未決済為替貸	216	リース債務	345
前払費用	51	資産除去債務	60
未収収益	1,790	その他の負債	1,308
金融派生商品	3	**役員賞与引当金**	**29**
その他の資産	845	**退職給付引当金**	**97**
有形固定資産	**7,692**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**66**
建物	2,516	**偶発損失引当金**	**599**
土地	4,154	**繰延税金負債**	**16,212**
リース資産	232	**再評価に係る繰延税金負債**	**553**
その他の有形固定資産	788	**支払承諾**	**2,296**
無形固定資産	**869**	**負債の部合計**	**1,419,767**
ソフトウエア	746	**（純資産の部）**	
リース資産	75	**資本金**	**10,182**
その他の無形固定資産	47	**資本剰余金**	**6,074**
前払年金費用	**292**	資本準備金	6,074
支払承諾見返	**2,296**	**利益剰余金**	**83,410**
貸倒引当金	**△10,213**	利益準備金	4,108
		その他利益剰余金	79,302
		別途積立金	38,860
		繰越利益剰余金	40,442
		自己株式	**△586**
		株主資本合計	**99,080**
		その他有価証券評価差額金	**44,537**
		土地再評価差額金	**1,048**
		評価・換算差額等合計	**45,585**
		純資産の部合計	**144,666**
資産の部合計	**1,564,433**	**負債及び純資産の部合計**	**1,564,433**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第113期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**32,883**
資金運用収益	**20,818**	
貸出金利息	9,549	
有価証券利息配当金	11,106	
預け金利息	145	
その他の受入利息	16	
役務取引等収益	**2,476**	
受入為替手数料	473	
その他の役務収益	2,002	
その他業務収益	**2,555**	
国債等債券売却益	2,154	
その他の業務収益	401	
その他経常収益	**7,034**	
償却債権取立益	146	
株式等売却益	6,851	
金銭の信託運用益	7	
その他の経常収益	28	
経常費用		**23,996**
資金調達費用	**171**	
預金利息	154	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息	△0	
その他の支払利息	8	
役務取引等費用	**1,031**	
支払為替手数料	44	
その他の役務費用	987	
その他業務費用	**6,767**	
外国為替売買損	973	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	1,978	
国債等債券償還損	3,727	
その他の業務費用	88	
営業経費	**11,951**	
その他経常費用	**4,074**	
貸倒引当金繰入額	2,896	
貸出金償却	0	
株式等売却損	1,026	
株式等償却	47	
その他の経常費用	103	
経常利益		**8,887**
特別利益		**16**
固定資産処分益	16	
特別損失		**326**
固定資産処分損	1	
減損損失	325	
税引前当期純利益		**8,576**
法人税、住民税及び事業税	**3,051**	
法人税等調整額	**319**	
法人税等合計		**3,371**
当期純利益		**5,204**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第113期末 (2024年３月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	68,643	預金	1,319,483
商品有価証券	8	譲渡性預金	25,000
金銭の信託	700	コールマネー及び売渡手形	35,000
有価証券	508,787	借用金	18,178
貸出金	979,826	その他負債	5,737
外国為替	2,305	役員賞与引当金	29
リース債権及びリース投資資産	11,252	退職給付に係る負債	11
その他資産	8,544	睡眠預金払戻損失引当金	66
有形固定資産	7,851	偶発損失引当金	599
建物	2,588	繰延税金負債	17,837
土地	4,221	再評価に係る繰延税金負債	553
その他の有形固定資産	1,040	支払承諾	2,296
無形固定資産	881	負債の部合計	1,424,794
ソフトウエア	756	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	125	資本金	10,182
退職給付に係る資産	242	資本剰余金	6,266
繰延税金資産	44	利益剰余金	85,918
支払承諾見返	2,296	自己株式	△586
貸倒引当金	△10,579	株主資本合計	101,781
		その他有価証券評価差額金	45,820
		土地再評価差額金	1,048
		退職給付に係る調整累計額	26
		その他の包括利益累計額合計	46,895
		非支配株主持分	7,334
		純資産の部合計	156,011
資産の部合計	1,580,805	負債及び純資産の部合計	1,580,805

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第113期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**38,678**
資金運用収益	**21,111**	
貸出金利息	9,315	
有価証券利息配当金	11,634	
預け金利息	145	
その他の受入利息	16	
役務取引等収益	**2,466**	
その他業務収益	**8,061**	
その他経常収益	**7,038**	
償却債権取立益	148	
その他の経常収益	6,890	
経常費用		**29,455**
資金調達費用	**181**	
預金利息	154	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
借用金利息	17	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,017**	
その他業務費用	**11,780**	
営業経費	**12,339**	
その他経常費用	**4,136**	
貸倒引当金繰入額	2,940	
その他の経常費用	1,196	
経常利益		**9,223**
特別利益		**16**
固定資産処分益	16	
特別損失		**326**
固定資産処分損	1	
減損損失	325	
税金等調整前当期純利益		**8,912**
法人税、住民税及び事業税	**3,138**	
法人税等調整額	**330**	
法人税等合計		**3,469**
当期純利益		**5,443**
非支配株主に帰属する当期純利益		**159**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,284**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月９日

株式会社　富山第一銀行
　　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石川琢也
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安田康宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2023年４月１日から2024年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月９日

株式会社　富山第一銀行
　　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石川琢也
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安田康宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山第一銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社及び子会社等については、子会社及び子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び子会社等から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑷　後発事象

当行は、2024年2月26日開催した取締役会において、富山ファースト・リース株式会社、株式会社富山ファイナンス、富山ファースト・ディーシー株式会社の3社を完全子会社とすることを決議し、2024年4月3日に完全子会社としましたが、当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2024年5月10日

株式会社 富山第一銀行 監査役会

常勤監査役　水　上　豊　治　㊞

常勤監査役　松　田　圭　司　㊞

監　査　役　蒲　地　　誠　㊞

監　査　役　島　谷　浩　司　㊞

(注)　監査役蒲地誠及び島谷浩司は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上